

2026年4月から施行される**物流効率化法**により、
一定規模以上の荷主・物流事業者は「**特定事業者**」として指定されます。

特定荷主・
特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量

9万トン以上

特定貨物自動車
運送事業者等

保有車両台数

150台以上

特定倉庫業者

貨物の保管量

70万トン以上

特定事業者には、下記の取組が義務付けられます。

- 1 中長期計画の作成
- 2 定期報告
- 3 物流統括管理者(CLO)の選任

特定荷主・
特定連鎖化
事業者のみ

詳しくは
「物流効率化法」理解促進
ポータルサイトをご確認ください

物流効率化法 ポータルサイト



改正物流効率化法に関する届出・指定等の手続きは、
原則、「**e-Gov電子申請**」にて**オンライン申請**をお願いいたします。

e-Gov電子申請  <https://shinsei.e-gov.go.jp/>

e-GOV 電子申請

「手続分野分類から探す」から
大分類「国土交通」→ 中分類「物流」→ 小分類「物流効率化法」で検索

トップ

電子申請について

利用準備

手続検索

ヘルプ

e-Govポータル >

いつでも、どこでも申請
仕事を効率化するe-Gov電子申請

ログイン

e-Govを初めてお使いの方へ

- 操作マニュアルや各種様式は国土交通省のホームページからダウンロードいただけます。
https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_mn1_000034.html
- 申請には「**GBIZID**」が必要となります。以下のサイトからアカウントの作成をお願いいたします。
<https://gbiz-id.go.jp/top/>